

第 209 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第 10 号

令和 3 年 10 月 5 日かすみがうら市農業委員会告示第 10 号をもって、令和 3 年 10 月 11 日（月）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 209 回かすみがうら市農業委員会総会を招 集する。

2. 総会の日時および場所

令和 3 年 10 月 11 日（月） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

4. 欠席委員

なし

5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

6. 議事録署名委員

11 番 谷中 昌 12 番 廣原 孝

7. 議事日程

① 諸般の報告について

② 議事録署名委員について

③ 日程の決定について

④ 報告案件について

報告第 27 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出
について

報告第 28 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について

報告第 29 号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第 67 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積
計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第 71 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農 用地利用
配分計画案の意見の決定について

午後 2 時 31 分閉会

事務局長	只今から、令和3年度第209回農業委員会総会を開会いたします。 只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。 それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。
議長	(会長あいさつ)
議長	はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、11番谷中昌委員、12番廣原孝委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局の横田係長を指名いたします。
議長	次に、日程の決定について、お諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	次に報告第27号から第29号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。 はじめに「議案第67号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)

議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
6 番安田委員	<p>10月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と塚本委員と私、安田の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。 それでは、説明いたします。 番号1番は、下稻吉地内の●●●●●●から約400m南西に位置する畑1筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号2番は、坂地内の●●●●●●から約600m南東に位置する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。トウモロコシを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号3番は、穴倉地内の●●●●●●●●から約400m南東に位置する畑1筆になります。 現況はともに、きれいに管理されていました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。柿を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第67号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」 は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第68号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
6 番安田委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号 1 番になります。図面番号 1 番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、安食地内の●●●●●から約 2 0 0 m 南西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>こちらは、第 2 種農地と判断しました。</p> <p>申請人は、太陽光発電施設として利用するため、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様のご更なるご審議のほど、よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号 1 番について原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 1 番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第 6 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第 6 9 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>

事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
7 番飯田委員	行方市の●●さんの案件ですが、賃借料を教えてくださいませんか。
事務局	使用貸借権となっておりますので、賃借料はありません。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 6 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 6 9 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 7 0 号農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 7 0 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成ですので、「議案第70号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第71号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。
事務局	事務局より、議案の説明をお願いします。 それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第71号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第71号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	以上で、本日の議案審議は終了しました。
議長	その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見なし)
議長	来月の総会は、11月10日(水)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、久松弘叔委員、井坂孝雄委員、高田健司委員です。 日時は、11月2日(火)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。 よろしく願いいたします。
議長	他に事務局から、何かありますか。

事務局	(事務局説明) ①全国の農業担い手サミットのリーフレット ②クールビズが今月末で終了、来月の総会からはネクタイ着用をお願いします。
議長	それでは、以上を持ちまして、第209回総会を閉会いたします。 慎重審議大変ご苦労様でした。
事務局	起立、礼、お疲れさまでした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長_____

署名委員_____

署名委員_____